

平成21年度新エネルギー対策課予算案の概要

平成20年12月
資源エネルギー庁
新エネルギー対策課

新エネルギーの開発、導入のためには、供給サイドの技術開発、需要サイドの普及促進、さらには制度環境の整備が不可欠。これらを一体的に進めていく必要がある。

「低炭素社会づくり行動計画」（本年7月閣議決定）や「安心実現のための緊急総合対策」（本年8月政府・与党決定）、「太陽光発電の導入拡大のためのアクションプラン」（本年11月発表）等を踏まえ、太陽光発電をはじめとする新エネルギーの導入のための大胆な支援を行うとともに、太陽光、風力、バイオマス、蓄電システムなどについて革新的な技術開発を推進する。

また、世界に先駆けた家庭用燃料電池コージェネレーションの本格販売開始を支援するとともに、劣化メカニズムの解明、耐久性の向上の研究や水素貯蔵材料開発等の先端的・基盤的技術の研究を推進する。

平成21年度予算案においては、以下の施策等について予算を確保。

- ・住宅用太陽光発電の導入促進
- ・新エネルギー等の一層の導入促進
- ・新エネルギー技術開発（太陽光・バイオマスエネルギー・風力等）
- ・蓄電システムに係る戦略的技術開発・導入促進
- ・燃料電池に係る技術開発・導入促進

平成21年度政府予算案額 1,028.3億円

【20年度一次補正予算 124.9億円】

平成20年度予算額 904.3億円

記載例 : 20年度予算額【20年度一次補正予算】→21年度政府予算案

I 新エネルギー等の一層の導入促進

(1) 住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金

(200.5億円【90.0億円】(新規))

高い普及効果が見込まれる住宅用太陽光発電システムの設備を導入する際に、当該設備設置者に対して定額の補助を実施することにより、住宅用太陽光発電システムの導入を加速化する。

(2) クリーンエネルギー自動車等導入促進対策事業

(18.9億円【10.0億円】→42.7億円)

本格的に市場投入される電気自動車、プラグインハイブリッド自動車などの導入及び急速充電設備等の設置に対する補助を行い、クリーンエネルギー自動車等の普及促進を図る。

(3) 新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金

(378.3億円→364.4億円)

うち、新エネルギー対策導入指導事業《新エネ百選支援事業》

(0.9億円→1.1億円)

地方自治体による、地域性を考慮した地産地消型の新エネルギー等利用などの取組を評価し、「新エネ百選」として2～3年で100箇所程度の選定を行い、当該地域におけるシンポジウム開催や地方自治体への指導事業等を通じたベストプラクティスの共有を図る。

うち、地域新エネルギー等導入促進対策事業 (41.5億円→62.6億円)

地方自治体等の先進的な設備導入に対する補助を行う。また、地方自治体等と民間事業者が連携して行う大規模太陽光発電設備(メガソーラー)の導入や公的施設への太陽光発電設備の導入等への補助を行う。

うち、新エネルギー等事業者支援対策事業

(335.8億円→300.7億円)

民間事業者による先進的な新エネルギー等利用設備の導入事業に対し、事業費の一部を補助する。また、対象設備に係る要件緩和による中小企業への新エネルギーの普及拡大に引き続き取り組む。

Ⅱ 先進的な新エネルギー技術開発の推進

(1) 新エネルギー技術研究開発 (77.0億円→79.6億円)

◇太陽光発電技術

うち、革新型太陽電池国際研究拠点整備事業

(20.0億円【5.0億円】→15.0億円)

太陽光発電技術において、特に高効率（発電効率40%超）・火力発電並みの低コスト化が期待される新材料・新構造を利用した革新型太陽電池の実現を目指す。

◇バイオマスエネルギー

うち、バイオマスエネルギー等高効率転換技術開発

(28.0億円→36.4億円)

セルロース系原料から、より低コストで高効率なエネルギー化を可能にする先進的・革新的な新技術の確立を目指す。

(2) セルロース系エタノール革新的生産システム開発事業 (7.8億円(新規))

経済的かつ安定的な実用化レベルのバイオエタノール生産拡大モデル構築を目指し、食料と競合しないセルロース系資源作物の栽培から、バイオエタノールの製造に至る、革新的技術を用いた一貫生産システムの開発を行う。

(3) 次世代蓄電システム実用化戦略的技術開発 (53.0億円→43.1億円)

新エネルギーの出力安定化やハイブリッド自動車、電気自動車等のキーテクノロジーである蓄電池等の低コスト化、高性能化を目指し、産学官の連携の下、実用化に向けた開発を行う。

(4) 革新型蓄電池先端科学基礎研究事業 (30.0億円(新規))

革新型蓄電池の実現に向けた基礎技術の確立を目指し、反応メカニズムの解明など電気化学的な基礎的アプローチに関する包括的な研究を実施する拠点整備等を行う。

(5) 大規模電力供給用太陽光発電システム安定化実証研究

(35.8億円→20.2億円)

大規模太陽光発電を電力システムに連系した場合に課題となるシステム安定化対策やピーク対策のための技術等を開発するとともに、その有効性を実証する。

Ⅲ 燃料電池・水素

1. 燃料電池の普及支援

(1) 民生用燃料電池導入支援補助金 (60.7億円(新規))

燃料電池コージェネレーションの導入を促進するため、購入費用の一定額の補助等を行うことで家庭用燃料電池コージェネの加速的普及を目指し、我が国の民生部門のCO₂削減に貢献する。

2. 燃料電池の基盤的・先端的研究

(2) 固体高分子形燃料電池実用化戦略的技術開発

(66.7億円【7.5億円】→67.0億円)

自動車用、家庭・業務用等に利用される固体高分子形燃料電池（PEFC）の実用化・普及に向け、要素技術、システム化技術及び次世代技術等の開発を行い、性能の向上、長寿命化、低コスト化など共通的な課題の解決を図る

(3) 固体酸化物形燃料電池システム要素技術開発

(13.5億円【2.6億円】→12.0億円)

発電効率が高く、分散型電源として期待される固体酸化物形燃料電池（SOFC）について、耐久性・信頼性向上、低コスト化などの課題を解決するため、材料開発や劣化要因解明など基盤的な要素技術の研究を行う。

3. 燃料電池技術の実証研究

(4) 固体酸化物形燃料電池実証研究 (8.0億円→7.2億円)

発電効率が高く、分散型電源として期待される固体酸化物形燃料電池（SOFC）の研究開発・実用化の促進のため、耐久性を始めとしたデータの取得・課題抽出等のための実証研究を実施する。

4. 水素社会実現に向けた研究開発

(5) 水素製造・輸送・貯蔵システム等技術開発

(17.0億円【1.8億円】→13.6億円)

水素の製造・輸送・貯蔵等に係る機器やシステムについて、性能・信頼性・耐久性の向上や低コスト化を目指す水素利用技術の研究開発を行い、水素社会の実現に必要な基盤技術の確立を図る。

(6) 水素貯蔵材料先端基盤研究事業 (9.1億円【2.1億円】→10.0億円)

高压水素貯蔵に比べよりコンパクトかつ効率的な水素貯蔵を可能とする水素貯蔵材料の性能向上に必要な条件等を明らかにする。

<税制>

(1) 新エネルギー設備等の投資を加速させるため、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制（エネ革税制）を拡充。

○エネルギー需給構造改革推進投資促進税制（エネ革税制）の拡充

現行のエネ革税制の適用期限を2年間延長するとともに（平成24年3月31日まで）、平成21年4月1日から2年間は初年度即時償却（取得価額の全額（100%））ができることとする。

(2) 家庭におけるエネルギー消費が大幅な増加傾向にある中、太陽光発電設備も含め、省エネ住宅の普及を加速するための税制支援を抜本的に強化。

■ローンを組まずに、既築住宅の省エネ改修をする場合

○太陽光発電を含む省エネ改修に係る投資型減税制度の創設

- ・一定の省エネ改修工事（太陽光発電設備の設置を含む）又はバリアフリー改修工事を行った場合に、工事費の10%をその年分の所得税額から控除。
- ・工事費用は200万円を限度。太陽光発電設備を設置する場合には300万円を限度。

■ローンを組んで、省エネ新築住宅を取得する場合

○住宅ローン減税の拡充・延長

- ・控除対象限度額を大幅に拡大。
- ・太陽光発電設備、高断熱窓、高効率給湯設備等一定の省エネ性能設備も対象。
- ・「長期優良住宅」においても、一定の省エネ性能を有することは認定の要件の一つ。

居住年	控除期間	控除対象借入限度額 [長期優良住宅]	控除率 [長期優良住宅]	最大控除額 [長期優良住宅]
平成21年・22年	10年間	5,000万円 [5,000万円]	1.0% [1.2%]	500万円 [600万円]
平成23年	10年間	4,000万円 [5,000万円]	1.0% [1.2%]	400万円 [600万円]
平成24年	10年間	3,000万円 [4,000万円]	1.0% [1.0%]	300万円 [400万円]
平成25年	10年間	2,000万円 [3,000万円]	1.0% [1.0%]	200万円 [300万円]

(3) 事業者による太陽光発電設備の導入を促進するため事業用太陽光発電設備に係る固定資産税について特例措置を創設する。

○太陽光発電設備に対する課税標準の特例の創設

低炭素社会の実現に向け、事業者による太陽光発電設備の導入を促進するため、10kW以上の事業用太陽光発電設備に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間、3分の2に軽減する特例措置を創設する。